

議案第96号

備前市森林環境譲与税基金条例の制定について

備前市森林環境譲与税基金条例を次のとおり制定する。

令和元年9月4日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 市内の森林整備及び間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発その他の森林整備の促進に要する経費の財源に充てるため、備前市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定により必要な財源に充ててもなお剰余金があるときは、基金に積み立てる。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(備前市の基金の処分の特例に関する条例の一部改正)

2 備前市の基金の処分の特例に関する条例(平成17年備前市条例第82条)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(21) 備前市森林環境譲与税基金条例(令和元年備前市条例第 号)